

別添 1

大阪府の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第 1 の別に 定める「くろまぐろ」について

(第 4 管理期間)

平成 30 年 7 月 1 日公表

第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本府においては、くろまぐろは、釣り漁業や曳き縄漁業、桁網等により漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準となっていることから、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち、本府の知事管理量について本府の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 2 また、本府の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本府の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 3 さらに、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所水産研究部を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 4 これらのほか、本府の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本府の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について大阪府の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	0.1 トン	平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月（9 月間）
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	1.0 トン	平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月（9 月間）

- 1 本府は、漁船漁業等の広域管理に参加する。
- 2 他の都道府県の採捕の数量により、当該都道府県の漁船漁業等の当初割当量が変わった場合には、本府の知事管理量も変化するものとする。
- 3 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本府の漁船漁業等の広域管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本府の採捕の数量をもって、本府の漁船漁業等の割当量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

定めなし

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

- （1）各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本府に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
管内の全漁業協同組合	釣り漁業、曳き縄漁業	1 隻／操業当たり 10 キログラムを超える量の採捕
管内の関係漁業協同組合	桁網	1 か統／日当たり 10 キログラムを超える量の採捕

(2) ①の本府への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本府
管内の全漁業協同組合	各漁業者は、組合長に電話連絡	組合長は、漁協担当者へ電話連絡	・漁協担当者は本府水産課にメール又はファックス通信 ・本府は送信者に受信連絡

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※ 本府は、上表の各漁業協同組合と本府間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3) ①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本府は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
釣り、曳き縄	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・府の残存が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
桁網	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・府の残存が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4) 本府は、1日50キログラムを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

- (1) 本府は法第8条第2項の規定に基づき、本府の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本府の第2の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が「漁船漁業等の広域管理量」、我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本府の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本府の(1)の公表とする。

3 早期是正措置

本府は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

- ・くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。
- ・生存個体は全て放流する。
- ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。
- ・これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行を確認を依頼する。

※小型魚、大型魚ともに同じ対応を行う。

第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

1 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- (1) 本府は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本府は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本府は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

- 1 本府の採捕の数量が第2の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定

に基づく採捕の停止命令をする。

- 2 我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量、漁船漁業等の広域管理量を超える恐れが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本府の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- 3 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本府知事の採捕停止命令（法第10条関係）が出された場合、大阪府地先海面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。